



令和 8 年 3 月 17 日
内閣府政策統括官（防災担当）

「避難情報に関するガイドライン」の改定について

令和 8 年 5 月下旬頃から新たな防災気象情報の運用が開始されることにあわせ、「避難情報に関するガイドライン」の改定を行いましたので、お知らせします。なお、改定したガイドラインの運用の開始時期については新たな防災気象情報の運用の開始時期（令和 8 年 5 月下旬）とあわせます。

1. 改定内容

令和 6 年 6 月に取りまとめられた「防災気象情報に関する検討会」の提言を踏まえ、令和 8 年 5 月下旬頃から新たな防災気象情報の運用が開始されることにあわせ、警戒レベル相当情報の体系整理・名称変更を反映し、新たに運用が開始される情報の活用方法について記載を追加するなど、ガイドラインを改定しました。

河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮に関する情報等は、これまで警戒レベルとの対応が複雑で分かりにくくなっていましたが、今回の防災気象情報の見直しにより、「レベル 4 氾濫危険警報」のように 5 段階の警戒レベルに対応した情報になっております。また、新たに運用が開始される「時系列情報」や「高潮予報海岸」、「河川管理者等による氾濫通報」の活用方法について記載を追加し、カムチャッカ半島付近の地震を踏まえた避難情報の解除に当たっての留意点等をガイドラインに追記しております。

2. 掲載先

https://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline/
（内閣府 HP）

<本件問合せ先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（調査・企画担当）付
諸橋、勝又 電話：03-5797-7693